

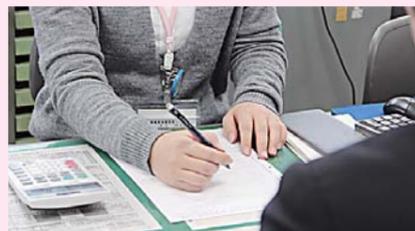
平成26年度市・県民税の申告を受け付けします

申告書は前回の申告状況をもとに、申告が必要と思われるかたに郵送しています。内容をご確認の上、期間内の申告をお願いします。また、申告書が郵送されないかたでも、申告が必要な場合があります。下図で確認し、必要な場合には申告をお願いします。

申告・相談受け付け日時

2月6日(木)～3月17日(月)
午前8時40分～11時30分
午後1時～4時

※土・日・祝日を除く。ただし、3月2日(日)は受け付けします。

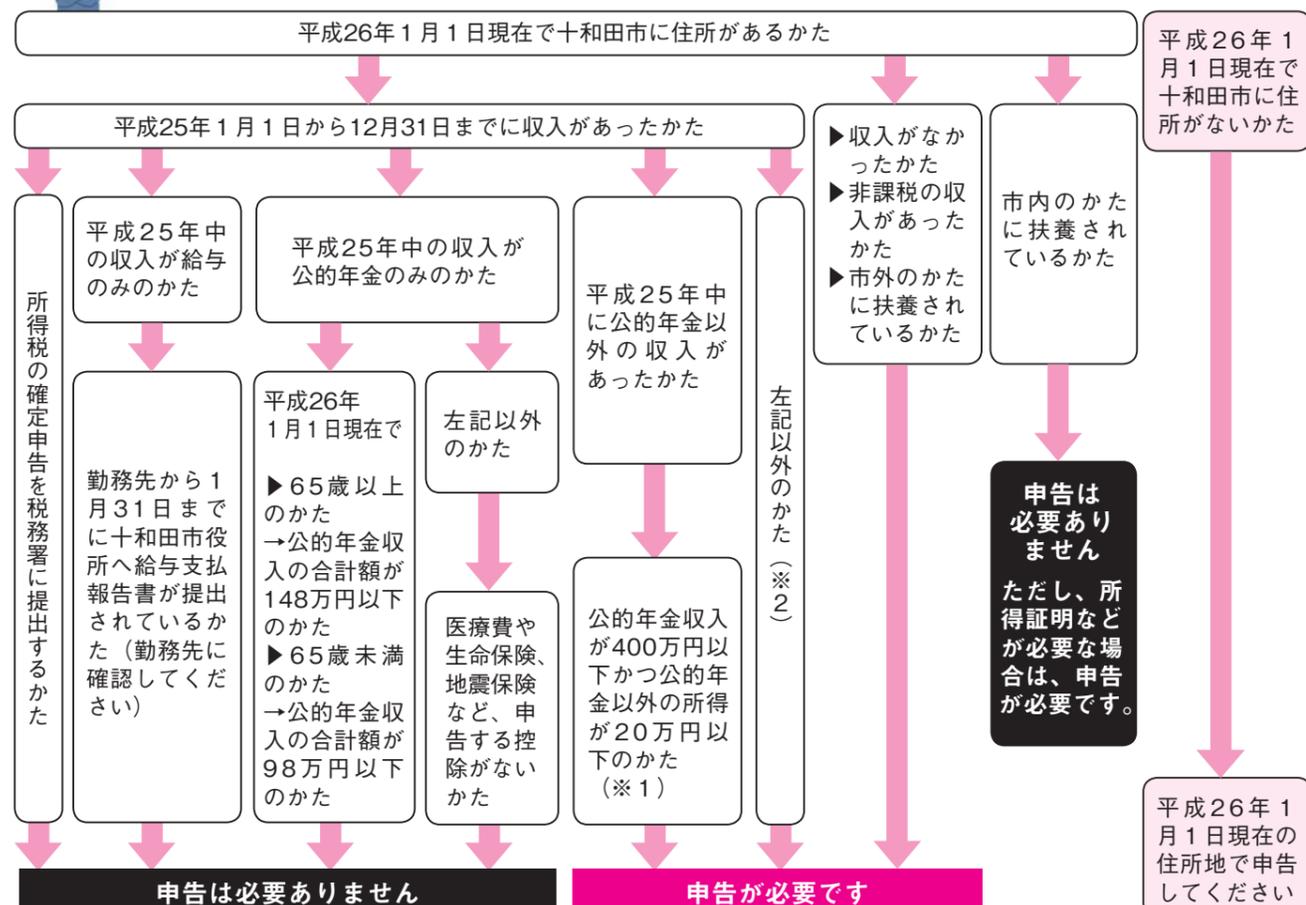


会場

市役所新館5階会議室
☎税務課市民税係 ☎516767



申告が必要なのか確認しましょう



(※1) この場合、所得税法の改正により確定申告は不要となりましたが、各種控除(社会保険料控除、医療費控除、扶養控除など)の追加を受けたいかたは、申告が必要です。

(※2) 給与支払報告書により課税されるかたで、各種控除の追加を受けたいかたは、申告が必要です。

十和田税務署から確定申告書が郵送されているかた、譲渡所得(収用を除く)や配当所得があるかた、住宅ローン控除1年目のかたは税務署で申告してください。



申告に必要なものをチェックしましょう

- ①申告書および申告受付票(申告会場、十和田湖支所にもあります)
- ②印鑑(朱肉の必要なもの)
- ③給与や年金の源泉徴収票
- ④作成した営業・農業・不動産などの収支内訳書
※領収書は経費ごとに整理・集計してください。
- ⑤平成25年中に支払った下記の領収書を集計したもの
・国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・生命保険料(一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)・地震保険料・医療費の控除証明書や領収書など
- ⑥本人または扶養される人が障害者などであることを証明するもの(障害者手帳など)



書類は必ず整理・集計し、**事業所得などのあるかたは、収支内訳書を作成の上持参**してください。整理・集計していない場合や収支内訳書を作成していない場合は、職員の指導のもとで整理・収支内訳書作成後の受け付けとなります。

■自分で書いて提出もできます

申告時間の軽減や自分の申告内容の把握のため、自書申告を推進しています。自分で申告書を作成されたかたは、郵送で提出してください。不明な点があれば後日、税務課から照会します。

■申告をしなかった場合

- ▶国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の適用や、国民年金保険料の免除が受けられない場合があります。
- ▶保育所への入所、市営住宅への入居、児童扶養手当の受給、金融機関からの借入れなどに必要な所得証明書などの交付が受けられません。

■東日本大震災に対する寄附金控除

原則として寄附した団体からの領収書が必要ですが、震災関連寄附金については振込依頼書の控えや郵便振替の半券(ともに原本)でも申告できます(寄附団体によっては、他に確認書類を求められる場合があります)。

■その他

税務署から確定申告書が郵送されたかたには、市・県民税の申告案内は行いません。申告が必要なかたで申告書の郵送を希望するかたは税務課までご連絡ください。※申告書は、市ホームページからもダウンロードできます。

便利なe-TAX(パソコン申告)をお勧めします



▶e-TAXコーナーを設置します

ご自身でパソコンを使用し、申告書を作成するコーナーを設置します。指導員が操作の仕方を説明します。

平成25年分確定申告のお知らせ

とき 2月10日(月)～3月17日(月)
※土・日・祝日は除く。
ところ 十和田奥入瀬合同庁舎1階

種類	申告・納期限
所得税・復興特別所得税 贈与税	3月17日(月)
消費税・地方消費税	3月31日(月)

※国税庁ホームページでも申告できます。

☎十和田税務署 ☎3151